

市民部

議案第73号「令和6年度大津市一般会計補正予算(第1号)」のうち、  
市民部の所管する部分について

それでは、議案第73号 令和6年度大津市一般会計補正予算(第1号)のうち、市民部の所管する部分についてご説明いたします。

最初に、歳入でございます。

一般会計予算説明書の6ページをお願いします。

下段、款20繰入金、項1繰入金、目1基金繰入金、節3文化観光振興基金繰入金は、坂本城跡の国史跡指定への取組関連経費に基金を活用するものです。

以上、歳入の説明といたします。

次に、歳出について、ご説明いたします。

8ページをお願いします。

上段、款2総務費、項1総務管理費、目24文化財保護費、説明欄1「市内遺跡緊急発掘調査費」は、これまで開発に伴う発掘調査を行ってまいりましたが、坂本城の三の丸と推定される遺構が発掘されたことに伴い、今後、事業者の協力のもとで、早期の国史跡指定に向けて取り組むため、確認調査関連及び遺跡の保全を行う経費であります。

歳出の説明は以上でございます。

以上、議案第73号 令和6年度大津市一般会計補正予算(第1号)のうち、市民部が所管する部分についてのご説明といたします。

ご審査を賜りますよう、よろしくお願いいたします。